

大悲願寺文書調査報告

(一)

平野 明夫
長塚 孝

はじめに

五日市町横沢にある大悲願寺は、山号を金色山、院号を吉祥院という真言宗豊山派の寺院で、市内真福寺の本寺である。醍醐三宝院の澄秀僧正を開山、源頼朝を開基として建久二年（一一九二）創建されたという。

中世部会は、市内真福寺の本寺であることから、資料編編さんにあたり文書調査を実施した。

昭和六十一年十月二十二日、五日市町と共同調査を行い、いくつかの貴重な資料を発見した。その一部は、既刊の資料編に収録している。しかし、総点数が膨大な数にのぼることから、後日再調査を行うこととした。

昭和六十二年八月二十七日～二十九日の三日間、福生市史に関係する資料の調査を行い、二百七十点の資料を撮影

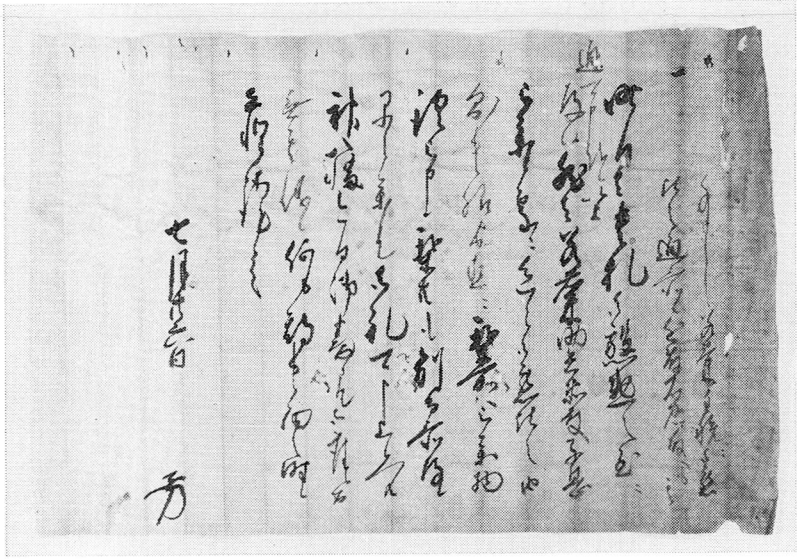
し、多大な成果を挙げることができた。

以下、今回の調査から興味ある資料をいくつか紹介しよう。

1

天正六年（一五七八）三月十七日付高野山竜光院宗忍宛由木景盛願文写は、両親の成仏を願い、祈願を依頼したものである。大悲願寺十二世海誉が、由木氏の出身であることから、写され伝えられたものと思われる。由木左衛門尉の実名や、生年、父母のことなど由木氏についての貴重な史料である。ただし、文言に検討の余地があり、厳密な史料批判を行ったうえで使用するべきであろう。

次の文書は、文禄・慶長頃のものと思われる七月廿六日付中山勘解由宛加藤喜右衛門尉書状である。



加藤喜右衛門尉書状 (大悲願寺文書)

〔端裏書〕

加藤喜右衛門尉

中山勸解由様

人々御中

尚々若菜主税ニ御懇比之通忝候、近藤石見殿へも其
通可申仕候、以上、

昨日者貴札御慰懃之至ニ存候、然者若菜助兵衛殿子息被
参候処ニ返々御懇比之由、即貴様々直ニ我等前へ被参物
語被申候、我等共も別而忝存候、早々参候て御礼申上候
へ共、神八幡今日御番ニ候て御座候而無其儀候、何も期
貴面之時候、恐惶謹言、

七月廿六日

(花押)

大悲願寺は、天正十九年(一五九二)十一月徳川家康か
ら多西郡秋留郷横沢のうちにおいて二十石を与えられてい
るが、この時の家康朱印状写がある。原本は、現在西角井
文書として埼玉県立文書館に、その上半分が所蔵されてお
り、当寺にはない。以後における徳川氏歴代將軍の朱印状
も、すべて写のみであることから、明治初年政府からの朱
印状回收命令に従い、提出したものと思われる。

大悲願寺文書は、すでに杉山博・萩原竜夫編『新編武州
古文書 上』(角川書店)に天正十八年(一五九〇)正月日付
豊臣秀吉禁制、天正十八年六月日付上杉景勝・前田利家・
木村一連署奉書、(年未詳)八月廿日付伊藤左近書状、(年
未詳)八月廿一日付伊達政宗書状、(年未詳)九月十一日

付源誉書状、(年未詳)九月十五日付源誉書状の六点が収録されている。ただし、上杉景勝等連署奉書のみは、「新編武蔵国風土記稿」から収録している。今回の調査においては、これらすべての原本を確認した。

大悲願寺には、古文書と共に、多数の棟札が現存している。

最も古いのは、天文十六年(一五四七)極月八日付の大堂破風修造の時のもので、大檀那小宮綱清などの名が見える。

次に古いのは、「永禄十一年(一五六八)三月二日成就畢」とある横沢観音堂上葺修理の時のものである。この棟札の裏に「福生三郎左衛門ナハ十五ハウ」と見える。当時、福生に三郎左衛門という者が住し、観音堂修理に際して縄を十五把寄進したことがわかる。

以上のほかに、元亀三年(一五七二)講堂造営棟札、慶長二年(一五九七)修造棟札、寛永五年(一六二八)清滝神社宝殿造営棟札、寛文九年(一六六九)山楼門建立棟札、寛文九年棟札など二十二点の棟札がある。

(ひらの・あきお)

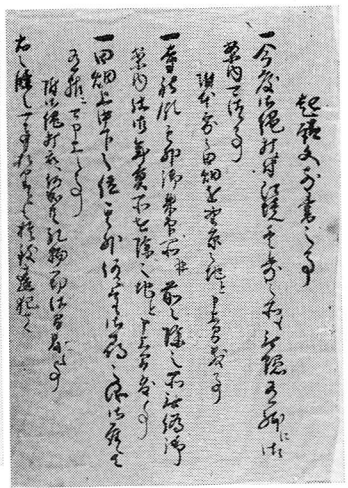
2

大悲願寺文書の大部分はもちろんのこと近世文書であるが、ここではその中から初期の文書を多少紹介してみよう。

慶長三年(一五九八)十二月五日付けの「武州多西郷小宮領草花郷御地詰帳」は、草花村の地詰帳を写したものである。草花村は現在の秋川市草花、市の東端にあたり福生市からは多摩川を隔てて対岸にあたる。地詰帳の原本は、塩野家文書として現存しているので、あるいは草花村の名主が本帳から筆写したものであろうか。内容は地詰帳を全部写しているのではなく、大行寺・宝泉寺・慈勝寺(秋川市)などの寺領にかぎって抄録している。また、慶長の検地役人や慶安期の代官について尋ね聞いたことや、宝蔵寺の由緒書を写して送る旨が帳面の末尾に記してあるところから草花村の寺領等に関する書類をまとめて書き送ったものかもしれない。

寛文七年(一六六七)四月付け「武蔵国多麻郡横沢村御縄打水帳」は、大悲願寺のある旧横沢村(五日市町)の検地帳の写しで、一九帖からなる竖帳である。記載は字名・縦横の長さ・耕地一片の面積・名請人の四項目を一筆としている。横沢村の耕地の等級は田方が上・中・下・下々の四等級、畑は同じ四等級と屋敷・切畑からなっている。斗代・石盛の表示はなく、田・畑・切畑・屋敷の面積六町九反八畝二九歩が合計されているだけである。

この検地帳は、写されたあとにかなりの書きこみがされている。たとえば、字名にはどのあたりになるかの詳細が、名請人にはどこの住人であるか(横沢・伊奈など)や誰の先



寛文7年(1667)検地起請文 (大悲願寺文書)

祖であるか、あるいは現在の名請人は誰であるかなどにつ
 いてである。また、耕地の一部が貞享三年(一六八六)七
 月の大洪水によって荒永引になっていることが書きこまれ
 ているが、寛延二年(一七四九)にはふたたび開発された
 という貼紙があとからつけられているので、筆写時期も寛
 延二年以前であることがわかる。さらに後筆としては、検
 地帳の末尾に田方・畑方の石盛が記されているのが挙げら
 れる。それによると、横沢村は田方の場合上が一〇で、
 中・下・下々とあとは二ツ下がりで続いている。畑方は屋
 敷が一〇で上・中が八ツ・六ツ、下・下々は五ツ、三ツと
 下がっており、切畑は一ツとなる。この石盛による村高は、
 裏表紙の記載によれば四二石七斗と永八貫五四〇文になる
 という。

とところで寛文の検地に際しては、大悲願寺文書中にもう
 一点文書が残されている。それは同じ寛文七年の四月十三
 日に幕府代官竹村弥太郎へあてて出された起請文である。
 本文は「起請文前書之事」で始まる三カ条の前書と罰文か
 らなっており、前書には1郷境について老歩も隠さず案内
 すること、2年貢地を除地と偽らないこと、3田畑の等級
 を有様に申し上げることの三点について記されている。罰
 文の料紙は午王宝印の裏を使用、差出の横沢村名主孫兵衛
 と案内者七郎左衛門・五左衛門・彦左衛門・清兵衛の五名
 は、全員が血判によって誓約をしている。この起請文が大

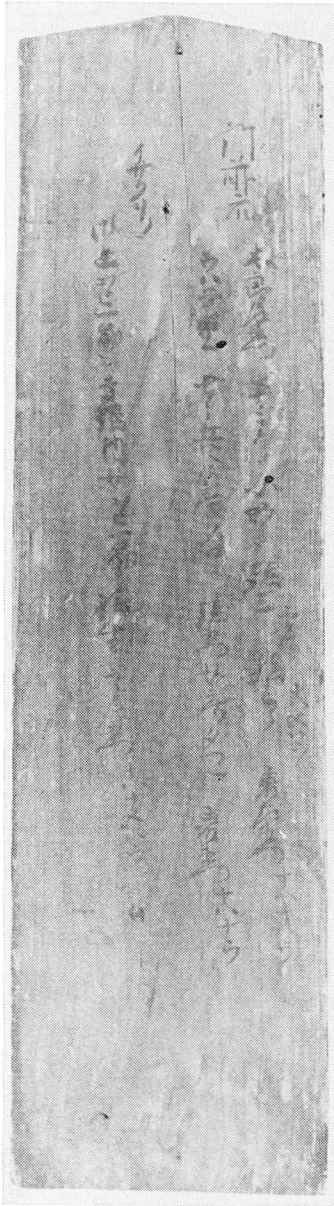
悲願寺に残されたのは、当寺が誓約の場として利用された
せいなのかどうかは明らかでないが、村内における信仰の
度合いをうかがわせるにはよい史料であろう。

このほか大悲願寺には、寛永年間の寺山足代山（阿しろ
山）をめぐる問題についての史料が若干残っている。寛永
十五年（一六三八）卯月十二日、横沢村の某・次右衛門か
ら伊奈の石川庄兵衛ら三名へ送った頼状は、先代の大悲願
寺法印が植えた境界木を無視してこの山の木を伐採したこ
とに対して、当法印へ詫びるための仲介を依頼するもので
ある。また、四年後の寛永十九年九月九日に孫兵衛が寺へ
送った証文は、阿しろ山において木を切ったことを、自分

の不屈きによるものとして、代官へ披露して「御志をき」
されるのを恐れて、以後山には入らないように誓ったもの。
さらに同年霜月廿二日付けの一札は、孫兵衛ら三人が以後
寺中阿しろ山へ入らぬことを、大久野衆を介して誓約した
ものである。たびたびこのような証文が出ているところか
らみると、寺山での不当な伐採行為はよくあったのもし
れない。

なお、大悲願寺には右に紹介した以外に、さまざまな文
書が残っているが、その中で福生市関係のものや宗教関係
文書については、項をあらためて次号に報告したい。

（ながつか・たかし）



永禄11年（1568）観音堂修理の棟札（裏）
左下に「福生三郎左衛門」の名が見える